

新型コロナウイルス感染症の感染症法での類型が変更になりました。
 感染症法上の類型と主な対応・措置について以下のとおりです。

○感染症法上の類型と主な対応・措置

種型	疾患	主な対応・措置
一類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症 (エボラ出血熱、痘瘡、ペスト等)	入院 (都道府県知事が必要と認めるとき) ・消毒等の対物措置 ・交通制限等の措置が可能
二類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症 (結核、シフテリア等)	入院 (都道府県知事が必要と認めるとき) ・消毒等の対物措置
三類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点から危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症 (腸管性大腸菌感染症、細菌性赤痢等)	特定職種の就業制限 (都道府県知事が認めるとき) ・消毒等の対物措置
四類感染症	人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症 (レジオネラ症等)	動物の措置を含む消毒等の対物措置
五類感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発症・拡大を防止すべき感染症 (インフルエンザ、感染性胃腸炎等)	感染症発生状況の収集、分析とその結果の公開、提供 ※新型コロナウイルス感染症 R5年5月8日～
新型インフルエンザ等感染症	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったインフルエンザ等であって国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ(新型インフルエンザ、再興型インフル、新型コロナウイルス感染症(2類相当)、再興型コロナウイルス感染症)	入院 (都道府県知事が必要と認めるとき) ・消毒等の対物措置 ・政令により一類感染症相当の措置も可能 ・感染した恐れのある者に対する健康状態報告要請、外出自粛要請 等

(「感染症の分類と考え方」 厚生労働省資料より抜粋)

新型コロナウイルス感染症は5類へ移行したことで、

- 新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。
- 新型コロナ患者の「濃厚接触者」として保健所から特定されません。また外出自粛は求められません。

高齢者施設等においては、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることから、引き続き感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保に努めましょう。

● 感染症対策フロー

0. 平時の対応

- (1) 感染防止対策の取り組み＋
研修・訓練の実施
- (2) 体制構築・整備(BCPの整備)
 - 施設運営管理・経時記録
 - 感染管理
 - 職員の健康観察・就業対応
 - 検査・感染者データとりまとめ
 - 外部(家族・医療機関・保健所等)
との連絡・報告
 - 院内の情報発信・共有
 - 個人防護具の調達・在庫管理
 - 感染性廃棄物の対応
 - 感染者の診療・転院対応
 - 職員のメンタルケア
- (3) 職員・利用者の健康観察
- (4) 感染疑い者発生時の検査

1. 感染者の発生

- (1) 陽性者の隔離
- (2) 陽性者・濃厚接触者の
リストアップ
- (3) 施設内のゾーニング

2. 感染拡大防止体制の確立

- (1) 連携医療機関への治療の相談
保健所等への連絡・相談
- (2) 業務の役割分担による組織運営
・職員全体での情報共有
 - 感染管理
 - 職員確保
 - 業務内容調整
 - 施設内外の情報共有

3. 再発防止策検討